

閣第一八三號

昭和二十一年十一月八日

主査參事官

法制局

3
176

上申 昭和二十一年十一月八日
閣議決定 十一月八日
上奏下附 十一月八日
樞密院諮詢
撤回の閣議決定 十一月十九日

元號法案

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム
追テ本件ハ樞密院官制第六條ノ規定ニ依リ樞密院ニ諮詢相成可然ト認ム
勅令案
別紙ノ通

帝國議會ニ提出

官 官

理事官

九口

めくれず

裏面白紙

閣第一八三號

昭和二十一年十一月八日

事務官
主査參事官

法制局

3
176

長官
次長

庶務主幹
書記官
事務官

理事官

元號法案

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條ノ規定ニ依リ樞密院ニ付諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

九口

元號法案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

年 月 日

國務各大臣

内

閣

元號法

皇位の繼承があつたときは、元號を継て、一世の間、これを改めない。
元號は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
昭和の元號は、この法律によつて定められたものとみなす。

理由
日本國憲法施行に伴ひ、あらたに、元號に關し必要事項を定め
る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙